

# 平成28年度第3回宮城県環境審議会

日 時：平成29年3月27日（月曜日）  
午後1時30分から  
場 所：宮城県行政庁舎11階 第二会議室

## 議 事

### (1) 審議事項

#### ①宮城県環境教育基本方針の改定について（答申）（環境政策課）

○須藤会長 審議事項からいきます。宮城県環境教育基本方針の改定についてということで、これは環境政策課からでございます。まずは環境政策課から御説明をいただきたいと思えます。お願いいたします。お座りになったままで結構です。

○伊勢環境政策課長 着座にて説明させていただきます。

それでは、新宮城県環境教育基本方針（案）について説明させていただきます。

まず、お手元の資料審1-1、宮城県環境教育基本方針改定（案）審議の経過についてという資料をご覧ください。

前回1月16日の環境審議会で中間報告させていただきましたので、詳細な説明は割愛させていただき、その後の動きのみを簡潔に説明させていただきます。

前回の中間報告において、パブリックコメントで提出されたご意見を報告させていただきました。

3ページをお開き願います。

そのご意見に対する県の考え方を作成し、これに基づきまして方針案を修正いたしました。これを2月に開催した専門委員会において説明し、専門委員から、さらにご意見をいただきました。そのご意見を踏まえて、本日説明する方針案を取りまとめいたしました。

それでは、前回の審議会で説明した内容から修正した主な事項につきまして御説明いたします。

資料は審1-3、環境教育基本方針案の修正前・修正後という資料をご覧ください。

この表に関しましての説明をいたしますと、左の列から順に、前回審議会でお示した方針案になります。それから最終案、それから修正理由を記載しており、修正箇所は朱書きとしております。

それでは4ページをお開き願います。

第3章現状と課題、3、各主体・場の取組における現状と課題の学校の1つ目でございますが、委員から、大学と小学校等との連携をもう少し強く打ち出してもいいのではとのご意見を踏まえまして、「小・中・高等学校等や地域等と連携して」と加筆いたしました。

次に、5ページをお開き願います。

5ページの上から4行目、事業者の2つ目です。委員から、環境保全の取組ではコストが下がった事例もあると、最初から「コスト増を招く」という決めつける表現は改めたほうがいいとのご意見を踏まえまして、「コスト増を懸念している事業者は多いこと」があげられますと修正いたしました。

次に同じページの5、環境教育の多様な課題への対応の1つ目でございますが、委員からは、環境は防災・減災抜きで考えられず、環境に目を向けないということが起こるかを学ばせるのも必要ではないかとのご意見を踏まえまして、「防災・減災対策」について加筆いたしました。

続きまして、7ページをお開き願います。

第4章環境教育推進の基本的な方向性の（3）学校における推進方策でございますが、パブリックコメントにおいて、地域に合わせた環境カリキュラムが必要との意見を踏まえまして、身近な地域の環境や諸問題に関連づけた環境教育と「地域の環境や」という部分を加筆いたしております。

同じページの2段落目でございますが、パブリックコメントにおいて、大学に関する記述が課題のみで方向性には記述がないというご意見で、人材の育成には大学生の知識・技能の向上を進めることを提案する等のご意見を踏まえまして、以、「大学等の教育機関において、学生等の環境ある程度等に関する知識・技能の向上を図る際には、県内大学へ県職員を講師とし派遣する等、学生等に対する環境教育へのバックアップを図ります。このほか、大学と小・中・高等学校等との連携、民間団体や企業等との連携が

一層進むよう、必要な情報提供に努めます。」の部分を加筆いたしました。

最後に10ページです。第5章推進施策の(4)の自然環境及び生物多様性の保全の2つ目でございますが、専門委員から、農林水産業の事業者に対して支援や理解者を増やすことが環境教育にとって求められていることではないかのご意見を踏まえまして、「また、生物多様性をはぐくむ農林水産業の重要性についても普及啓発を図ります。」と加筆いたしました。

主な修正部分は以上のとおりとなっております。

なお、お配りしております資料のうち、資料審1-4は最終的な方針(案)の本文、審1-5はその概要版、審1-6はそのPR版でございます。

新宮城県環境教育基本方針案についての説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○須藤会長 どうも環境政策課長、御説明ありがとうございました。

それでは、今御説明あったんですが、専門委員会会議で座長としてこの方針の中身を検討していただきました石澤先生が、本日はこの会にもご出席なさっておりますので、何かコメント等ございましたら伺いたしたいと思います。石澤先生、どうぞ。

○石澤委員 ご紹介ありがとうございます。

審1-1にこの部会の構成員が載っております。環境審議会の委員として私、部会長として務めさせていただきました。

下のほうの審議の経過にありますとおり、パブコメを経て2月13日に、そのパブコメでの意見と、さらに部会の先生方からいろいろご意見をいただいた点も含めて、環境政策課長から説明のあった主な点ですが、環境教育というものの基本方針ですので、例えば委員からいただいた事柄というのは、その下で置くべき、施策の上で反映すべきというものもいくつかございました。これはあくまでも基本方針ですので、理念・精神というものについてしっかり記述したいということで、言葉の問題というのは非常に重要なんです。そういう点についてもいろいろ専門委員の先生方からのご意見を反映しております。エネルギー政策ですとか、そういうことにも一応触れておりますが、具体的な施策はこの下の施策の中で実現していく、あるいは予算的な措置ですとかそういう問題については、ここのところで概要しか述べていないという点は御理解いただければと思います。

あとは、環境教育というのは非常に広いものですが、さらに広い概念としてESDというものがあります。ESDということからも、文部科学省のほうで今後の学習指導要領上でも重要視されている取組ですが、環境教育といたただけでも非常に幅広いものですから、さまざまなご意見が、恐らくこの審議会の先生方にもおありかと思えます。どうぞ忌憚のないご意見をいただければと思っております。以上です。

○須藤会長 どうも石澤先生、ありがとうございます。

それでは、先ほどの環境政策課長の御説明と今の石澤先生のコメントの両方含めまして、ご質問、ご意見ございましたら伺いたしたいと思います。どうぞ。いかがでございましょう。どなたでも、どこからでも結構でございます。先ほどの専門会議の中の議論のご紹介も含めまして、それでも結構でございます。こういう問題はなかなか意見が出にくいとは思いますが、いかがでございましょうか。特に追加すべき意見、あるいは疑問点ございませんでしょうか。それでは佐々木委員、どうぞ。

○佐々木委員 専門家の方々が十分審議くださっていて、非常に充実した内容と思われました。以上です。

○須藤会長 賛成意見を述べていただきました。どうもありがとうございました。

それでは、他によろしゅうございましょうか。香野先生、どうぞ。

○香野委員 私も結構だと思っています。まだ、あまりよく読んでいないところもあるのですが、ここでは環境基本法そのものについても、教育の中で触れているのでしょうか。教えるときに環境基本法という言葉が出てくるのかなと見ていたのです。意見ではなく、これは質問です。

○須藤会長 環境教育基本方針の中で環境基本法に触れているか。

○香野委員 環境基本法を取り入れているということでしょうか。

○須藤会長 それは当然ベースにはなっていると思いますけれども。

○香野委員 ええ、環境基本法という言葉が入っているのかなということです。

○石澤委員 法律そのものを第何条がこれにという形のものを書いておりません。その精神に則って宮城県の基本方針というものを作っておりますので、学校現場、幼稚園を含めるかどうかということも議論がありましたが、幼・小・中・高、そして大学、それから民間の団体と宮城県という自治体とが、その基本方針をいかに進めていくかということを書いてあるということであり、直接、その法律という名前はこの中には記述されておられません。

○須藤会長 この方針自体が、環境基本法をベースにした議論があるから、その順番でいくわけですよ。

○石澤委員 そういうことです。

○須藤会長 そういうことですよ。香野先生、それでよろしいですか。

○香野委員 はいわかりました。

○須藤会長 それでは、他の委員の方、よろしいですか。

そうしましたら、もう十分に専門委員会でも議論していただいておりますので、新たに修正することは多分なかろうかと考えておりましたが、これ自身を、今回提出された先ほどの資料の原案について特に異議がないと認めてよろしゅうございましょうか。それでは、これをもって答申とさせていただきますと思います。ありがとうございました。それでは、次の議題にまいります。

## ②宮城地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の見直しについて（諮問）（環境政策課）

○須藤会長 それでは、審議事項2で、宮城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の見直しについてということでございます。こちらにつきましては、本日付で当審議会に諮問をいただいております。担当課から御説明をいただきたいと思っております。本日の報告事項の中に関連すべき事項が後半のほうに出てまいります。よろしければそれをあわせて説明願いたいと思っております。それでは、同じく環境政策課から、続いてお願いいたします。

○伊勢環境政策課長 それでは、ただ今、会長からもお話がありましたけれども、宮城県地球温暖化対策実行計画の見直しについてというものから、報告事項で予定しております2013年度の宮城県の温室効果ガス排出量について、これは相互に密接に関係ありますので一括で説明させていただきます。

まず、2013年度の宮城県の温室効果ガスの排出量の報告事項からさせていただきます。これが現状になるということで、その上を見直しというような順番で説明させていただきます。

それでは、報告事項の報1という資料をご覧くださいと思います。

これは2013年度の宮城県の温室効果ガス排出量についてのご報告になりますが、本県では平成26年1月に温暖化対策の基本方針である宮城県地球温暖化対策実行計画を策定いたしました。この計画では、県独自の温室効果ガス排出量の削減目標を設定するとともに、計画の進行管理のため、2010年度を基準年とし、毎年度、温室効果ガス排出量の算定を行うこととしております。

温室効果ガス排出量の算定につきましては各種統計資料の公表値を用いておりますが、資料の発表の時期で、現在、算定できる最新の数値が2013年度となるものでございます。今から4年ぐらい前のものでございます。

それでは、1の温室効果ガス総排出量等の状況につきまして、2013年度の排出量は、二酸化炭素換算で2,218万8,000トン、温室効果ガス排出量の約9割を占める二酸化炭素の排出量につきましては2,056万7,000トンとなっております。前年度及び基準年との比較については表の1に示しております。2013年度以降の国の統計資料の一部について、推計方法の変更などがあり、過去の公表値との整合性を図るため、「産業部門」「民生業務部門」及び「その他5ガス」の値を遡って修正し、参考値という形で括弧書きで示しております。なお、算定過程で判明した数値の正誤についてもあわせて修正しております。

まず、2013年度の温室効果ガス総排出量につきましては、前年度参考値比で2.

0%増加、基準年参考値比で11.1%増加しております。

また、次の欄になりますけれども、二酸化炭素の排出量につきましては、前年度と参考値比で1.8%増加しており、基準年参考値比では10.9%増加しております。

二酸化炭素排出量につきましては、エネルギー転換部門を初めとする6つの部門について分けて算定しております。今申し上げた下の欄ですね。

まず、エネルギー転換部門は前年度比で12.8%減少しておりますが、これは発電設備を動かすための燃料消費量が減少するなど、エネルギー消費量が減ったことが要因となっております。

次に、産業部門は前年度参考値比で2.4%増加しておりますが、これは製紙工場や製鉄所を初めとした産業部門全体のエネルギー消費量が増加したことが主な要因となっております。

民生家庭部門は、前年度比で1.1%減少しておりますが、これは電力量当たりの二酸化炭素排出原単位、いわゆる電力の排出係数が下がったことに加え、電力消費量が下がったことが要因となっております。

民生業務部門は、前年度参考値比で2.7%増加しておりますが、これは民生業務部門全体でエネルギー消費量が増加したことが主な要因となっております。

運輸部門は、前年度比で3.1%増加しておりますが、これは自動車の保有台数が増加したことや軽油の消費量が増えたことが主な要因となっております。特に軽油の消費量は基準年に比して大きく伸びており、震災からの復旧工事の関係車両の増加によるものと考えております。

廃棄物部門は、前年度比で増減なしとなっております。

なお、前年度及び基準年の公表値との比較については、下段、参考に示してありますので、後ほどご覧ください。

続きまして、裏面を参照願います。2の森林吸収量につきましては、林野庁の資料に基づいた算定から、二酸化炭素換算で77万トンとなっております。

3の排出削減目標との比較でございますが、目標値は森林吸収量を差し引いたものとなっておりますので、2013年度の排出量は温室効果ガス総排出量から森林吸収量を引いた2,141万8,000トンとなります。目標年である2020年度の排出目標量につきましては、基準年の排出量をただいま御説明した参考値に置き換え、簡易的に試算しますと目標年における目標値は1,920万9,000トンとなり、220万9,000トンまだ多い状況となっております。

なお、前年度及び基準年の排出量並びに目標年の排出目標量との比較は下段の参考に記載しておりますので、後ほどご覧ください。

2014年度以降につきましても、大震災からの復旧・復興の影響が継続することが見込まれますことから、県といたしましては引き続き温室効果ガスの排出を抑制するための各施策を展開し、温暖化防止に取り組んでまいります。

この件についてのご報告は以上でございます。

○須藤会長 ただ今御説明いただいたのは、2013年度の排出量の推移についてですが、続けて、実行計画のほうについては諮問をしなくてはいけないんですが、その内容について続けて。それをやっていただいたほうがいいんじゃないですか。

○伊勢環境政策課長 それでは、続けさせていただきます。

続きまして、審議事項2の宮城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の見直しについて説明させていただきます。

まず、机上配付しております、宮城県知事から宮城県環境審議会会長宛ての諮問書の写しをご覧ください。

本県では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づきまして、平成26年1月に宮城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を宮城県環境審議会でご審議いただき、策定しております。本計画では、計画期間の中間年である平成29年度に中間評価を行い、状況に応じた見直しを行うこととなっております。

また、地球温暖化対策の新たな国際的枠組みでありますパリ協定が一昨年締結され、これを受け、我が国では昨年5月に地球温暖化対策計画の閣議決定を行い、2030年度までに温室効果ガスを2013年度比で26%削減するという新たな目標を掲げて

おり、地球温暖化対策に関する社会情勢が大きく変わりつつあります。本県としても、こうした政府の取組に的確に対応するため、計画の見直しをすることとしたものでございます。

次に、説明資料、審2をご覧ください。

1の計画見直しの契機でございます。こちらは諮問書で先ほど説明した内容となりますので、説明は省略させていただきます。

2の現計画の概要についてでございますけれども、現計画は、計画期間が2014年度から2020年度まで、温室効果ガス排出量に関する基準年は2010年度、目標年は2020年度となっております。また、温室効果ガス排出量の削減目標は、2020年度までに二酸化炭素換算で1,966万6,000トンまで削減、基準年比3.4%減としています。なお、試算値では基準年比3.8%減となります。

3の県内の温室効果ガスの現状についてですが、先ほどの報告事項で御説明しましたとおり、直近の2013年度の排出量は、参考値による比較では、前年度比、基準年比、目標年比、いずれもプラスとなっております。

4の見直し・追加項目については、計画期間、温室効果ガス排出量の推計方法、削減方法の推計などを見直すほか、気候変動の影響への適応策も追加する予定としております。

2ページ目をご覧ください。

現計画と国の地球温暖化対策計画との比較表を掲載しております。両者を比較しますと、計画期間、基準年、削減目標の設定などに違いがあります。今後、国の計画内容や宮城県の状況を踏まえ、現計画の見直し作業を進めていくこととしております。

資料に記載はありませんが、実行計画の再エネ・省エネ部分については、宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進条例に基づき、平成26年3月に策定しました再生可能エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画、いわゆる再エネ・省エネ計画に定められております。温室効果ガスの削減目標は、再生可能エネルギーの導入量やエネルギー消費量に大きく関係してしておりますので、再エネ・省エネ計画の見直しもあわせて行ってまいります。

なお、再エネ・省エネ計画の見直しは再生可能エネルギー室が担当しておりますが、宮城県環境審議会と別組織であります宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進審議会で審議が行われることとなっております。

続きまして、3ページ目をご覧ください。

5の計画見直しの方向性（進め方）でございます。

計画の見直しに当たっては、本県の温室効果ガス排出量の基礎データの収集と分析を行うとともに、国の新たなエネルギー政策や温室効果ガスの排出削減目標の動向等を注視しながら見直しを行う必要があるため、改めて宮城県環境審議会内に専門的事項を協議していただくための専門委員会を設置し、検討を行うこととしたいと考えております。

見直し計画の策定期期につきましては平成30年度を目途とし、宮城県環境審議会等からご意見をいただきながら着実に進めてまいりたいと考えております。

まず、(1)ですが、本日、見直し計画の策定及び専門委員会の設置並びに専門委員会に付託する旨のご了承をいただいた上で専門委員を委嘱したいと考えております。

(2)ですが、資料に記載の専門委員会を学識経験者、環境団体、行政等の8名の委員で構成し、任期を平成29年4月から計画策定までお願いしたいと考えております。別紙をご覧ください。

委嘱する専門委員の案となります。本環境審議会からは、青木周司委員、陶山佳久委員、谷口葉子委員、日引聡委員、吉岡敏明副会長の5名の方々のほか、東北電力株式会社宮城支店の伊勢田晋副支店長、仙台市環境企画課の菅原洋課長にご就任いただきたいと考えております。

また、再エネ・省エネ計画との整合を図る観点から、宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進審議会の新妻弘明会長にご就任いただくこととしております。

審議内容としては、温室効果ガス削減の目標設定や温室効果ガス排出量の削減に向けた施策の検討などについてご審議いただく予定であり、第1回目の専門委員会

今年7月ごろを予定しております。

次に、(3)及び(4)ですが、計画策定に当たっては県民に対してパブリックコメントを実施するとともに、地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する地方公共団体実行計画協議会に位置づけられている「ダムだっちゃ温暖化」宮城県民会議に対してご意見をいただく予定です。

その他、温室効果ガス排出量や吸収量の現況推計及び将来推計の解析等に精通したシンクタンクに委託するとともに、県庁内に実務者レベルでの連絡調整会議を設置し、温室効果ガスの排出の抑制に向けた施策の検討などを行う予定でございます。

(6)には、ただいま御説明したことを反映した計画の見直しの策定スケジュールを記載しておりますので、後ほどご覧ください。

私からの説明は以上でございます。

○須藤会長 どうも環境政策課長、御説明ありがとうございました。

ただいまは2013年度の温室効果ガスの排出量、これは報告事項に入っている問題ですが、ただいまの議題のベースになるものですから先に御説明をいただきました。そして、これからの地球温暖化対策の実行計画についての見直しの概略について御説明いただき、この問題については専門委員会に付託をしたいというような御説明でございました。

どうぞ委員の皆様、両方の問題についてご質問、ご意見ございましたら、あわせてお願いいたします。いかがでございましょうか。

我々は本当は一番身近な時間の、例えば2015年とか16年とかというデータが欲しいんだけど、結局ベースになるのは、計算できてから何年か経ってということ、毎年同じことを繰り返しているんですけども、今回も2013年度は整理したデータが出てくるのでそれをベースにというと、これは今の実態から見ると随分かけ離れている問題があって、こういう場ではいつも議論されるところなんですけど、なるべく議論するベースは最近のものが用意できるんだとしたら、仮に推定値であってもそれが望ましいだろうと私いつも思っているんですけど、なかなか難しいということは伺っております。

どうぞ、ほかに意見がございましたらお願いしたいと思います。これは専門委員会でご議論いただくので、青木先生を初め当方からこのデータにございましたように5人ほどのメンバーがここに参加するので、十分そこでご議論いただけるんだろうと思います。

青木先生、何かございますでしょうか、この問題について。

○青木委員 はい、一つだけ。

審2の資料の2枚目に、国の施策との比較についてというのがありますが、県の審議会に諮問して話題としてやっていく内容の中に、適応策というのは含まれるんでしょうか。

○須藤会長 これはどうぞ分かる範囲で教えてください。

○伊勢環境政策課長 県の現計画には気候変動の影響への適応計画の定めがありません。ただ、前回の計画期間の途中から、国では、いわゆる気候変動の影響について、地域の農業だとかあるいは土木政策だとか、そういったところにもかなり影響が及んだときにどう対応するのかということをお各都道府県においてはなるべく検討するようにということがございました。ということで、現在はなかったのですが、やはり国からの指示どおりに計画見直しに当たってはさまざまな観点、農業だとか土木だとか、そういったことの対応策についても一定の計画を立てたいと考えてございます。

○青木委員 そういう意味では、適応策というのはかなり幅が広くて、諮問を受けたこの委員会の中で全体をカバーできないんじゃないかという気がするんですけども、カバーできる範囲である程度適応策まで含めて議論するということがよろしいでしょうか。

○伊勢環境政策課長 ご指摘のとおり、気候変動による影響というのはありとあらゆる部分にのびります。そういうことをこの計画の中で完全に定めるということ相当困難かなと考えてございます。そのため、専門委員については、温暖化対策、農業分野、それから廃棄物とか、今後の温暖化対策を考える上での専門性を持った委員の皆様幅広くご委嘱申し

上げたいと考えてございます。できる限りの範囲内でご検討するというところでよろしく  
お願いいたします。

○須藤会長 おっしゃっておられるように幅が広いんですけれども、適応対策を抜きにして温暖化  
の実行計画というのは立ちにくいですね。これから特に地域は適応策が多分非常に重要  
視されると思いますので、ぜひその辺は可能な限り取り組んでいただきたいというふう  
に私からもお願いしたいと思います。

それでは、ほかにご意見ございますでしょうか。よろしいですか。

そうしたら、この問題は諮問を受けてございますので、今日は全員の専門委員がいら  
っしゃるわけではございませんが、先ほどの名簿にございますように、当方からは5人  
の先生にお願いして、さらに環境問題の非常にエキスパートの新妻先生が司会をしてく  
ださるというふうに私、理解しておりますので、専門委員会にこの問題については検  
討をお願いするというにしたいと思っております。よろしゅうございましょうか。ありが  
とうございました。

### ③平成29年度公共用水域水質及び地下水質測定計画について（答申）（環境対策課）

○須藤会長 それでは、続いて審議事項3の平成29年度公共用水域水質及び地下水質測定計画に  
ついてということでございます。こちらは前回、一回この審議会におきまして諮問を受  
けて以来、2月に開催しました本水質専門委員会において審議させていただいた議題で  
ございます。本日は取りまとめた計画についてご審議をいただき、答申をしたいとい  
うふうに思います。御説明願います。

○金野環境対策課長 環境対策課長の金野と申します。着座で説明させていただきます。よろしく  
願います。

それでは、審議事項の3、平成29年度公共用水域水質及び地下水質測定計画の策定  
について御説明をさせていただきます。

資料は審3-1と審3-2を使って説明をいたします。

当計画案につきましては、前回の環境審議会におきまして諮問を行い、水質専門委員  
会に付託されたものでございます。水質専門委員会は、須藤会長を委員長とし、学識経  
験者や行政機関職員8名の委員で構成されており、平成29年2月6日に8名全員の委  
員のご出席をいただきまして水質専門委員会が開催され、当計画案についてご審議を  
いただきました。

本日は私のほうから水質専門委員会の審議結果について、それから前回の環境審議会  
でのご意見に対する説明もあわせてご報告をさせていただきます。

前回の環境審議会におきましては、河川では鳴子ダム流入部（大深沢）においてほう  
素が、また、地下水では仙台市若林区において砒素が環境基準値を超過しているが、そ  
の原因について自然由来と推定できるか再検討すべきとのご意見をいただいております。

鳴子ダム流入部（大深沢）におきましては、上流に片山地獄という硫気孔原や、蒸気  
を吹き上げる噴気孔が存在し、地熱資源を活用した地熱発電所が存在しております。ほう  
素は、温泉水中には高濃度で存在するとされており、鳴子温泉の温泉水中に高濃度の  
ほう素が含まれていることが過去の調査で確認されております。また、大深沢上流には、  
水質汚濁防止法等に基づくほう素を使用する特定事業場の存在はないことから、地質に  
よる自然汚濁と推定をしております。

次に、仙台市若林区の地下水における砒素の基準値超過につきましては、測定をして  
おります仙台市のほうに確認をしたところ、過去を含め周囲には砒素を使用する工場や  
事業場がないこと、また当該地域には竜の口層と呼ばれている砒素を多く含む地層が分  
布していることから、自然由来によるものと推定しているとの報告を受けております。

次に、水質専門委員会において2点のご意見をいただいております。

1点目につきましては、水質の分析法に関するご指摘をいただきました。国土交通省  
では、アンモニア性窒素、硝酸性窒素、それから全シアンについて、現在GISに定め  
る方法で分析を実施しているとのご指摘でございましたので、その部分、分析法につ  
いて修正をいたしております。

それから、2点目でございます。湖沼の環境基準の達成率が低いことについて、その対策等を関係機関と連携し改善策を図っていただきたいとのご要望をいただきました。

伊豆沼におきましては、水環境の改善と生物多様性の回復を目的として、伊豆沼・内沼自然再生協議会を平成20年に設立をいたしまして、水生植物の適正管理や外来魚の駆除などの事業を実施しております。

環境対策課もこの構成メンバーとして、ハスなどの植生状況が沼の流況に及ぼす影響を調査し、沼内の水流を適正に確保し水質の改善を図るハスの管理方法について現在調査をしております。

また、釜房ダムにおきましては、湖沼法の指定に基づき水質保全計画を策定し、現在の第6期計画では、釜房ダム流域における森林由来による自然汚濁の負荷調査や、養魚場の排水からの汚濁負荷調査等を実施しております。

釜房ダムにつきましては、次の審議事項の4で御説明をさせていただきます。

以上のようなご意見を当日いただきましたが、専門委員の皆様からは、平成29年度公共用水域及び地下水質測定計画案は妥当であるというご意見、ご判断をいただいております。

以上が前回の環境審議会でもいただいたご意見に対する御説明と、水質専門委員会での審議結果の概要でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○須藤会長 どうも御説明ありがとうございました。

委員の先生方、ただいまの御説明で何かご質問なりご意見ございますでしょうか。もしなければ答申に移りたいと思いますので、どうぞこの機会に、先ほどの専門委員会での議論とか、それから平成27年度の分も議論もあって報告をいただきました。どうぞ何なりとご質問なりご意見いただきたいと思います。よろしゅうございましょうか。この方面の専門家の先生方もいらっしゃいますので、何かありますでしょうか。よろしいですか。

私、この会のほうも座長をお預かりしておりますので、一応見させていただいてはいるんですが、今の議論の中で、詳しくは御説明いただかなかったんですけども、自然由来という言葉がよく出てくるんですが、よくわからないと自然由来にしてしまうんですね、発生源がないから。岩石の中にもあるわけだし、周囲に砒素を含む岩石等もあるから、自然由来というふうにされてしまうんですけども、安易に自然由来としてしまうのはよろしくないですね。丹念に調査をした上で自然由来とするべきであるというような議論ももちろんしてございます。物質によっては自然にないものもありますから、それは自然由来にならないんですけども、ほう素とか例えば今の砒素なんかも自然由来になりやすいわけです。ただ、温泉なんか、皆さん入っていただければわかりますように、ほう素なんていうのは結構ありますよ。それから砒素も結構入っていますよね。あれが流れ出たら、皆さんどちらにされますか。これは自然にあるものだから温泉を通して川に流れていってもしょうがないじゃないかと、こういうふうに思われるかもしれませんが、温泉で人が利用して、そしてそれを排水とした場合には排水になるんじゃないかということで、一応温泉旅館等に対しては排水規制をかけてはいるんですけども、これはなかなか難しいことで、原水にもありますし、それから温泉の排水にもあるわけですね。そうしたら、もともとある水だからこれは自然由来だと言いやすいんですけども、そうしてしまうと、温泉排水の規制もできないので、非常にこれは、私も座長をやっていたことはあるんですが、悩ましい問題がございます。

ですから、自然由来というのは、まだまだどうであれば自然由来かということを確認する議論というのはできておりませんが、今の御説明では、今回排出された部分については自然由来であると、こういうふうな結論になったところでございます。

ほかに何か御説明があるでしょうか。何かご意見あるでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これは前回も議論いたしておりますし、専門委員会でも十分議論して、これは測定計画を立てるのが主目的でございますので、それについては全く専門委員会でも議論がございました。それでございますので、この問題については原案どおり答申とさせていただきますと思います。よろしゅうございましょうか。ありがとうございます

いました。

④釜房ダム貯水池湖沼水質保全計画（第6期）の中間見直しについて（諮問）（環境対策課）

○須藤会長 それでは、次が審議事項の4番に入りますが、今のご意見にもあったんですが、釜房ダム貯水池湖沼水質保全計画（第6期）の中間見直しについてということでございます。これも環境対策課長からお願いします。

○金野環境対策課長 それでは、引き続き御説明させていただきます。

第6期釜房ダム貯水池湖沼水質保全計画の中間見直しについて御説明申し上げます。

お手元に資料、審4-1から4-3をお配りしております。

まず、現在の釜房ダム貯水池湖沼水質保全計画の概要について御説明をさせていただきます。

資料、審4-2、釜房ダム貯水池湖沼水質保全計画についてをご覧ください。

釜房ダム貯水池は、仙台市及び周辺市町の上水道や農工業用水などの水資源を安定的に確保するために、建設省、現在の国土交通省が名取川水系の基石川上流に昭和45年に完成した多目的ダムです。また、自然環境と一体化して優れた景観をつくり出し、野外レクリエーションや憩いの場としてもかけがえのない貴重な財産となっております。

釜房ダム貯水池は、利水上の水質保全が重要であることから、人工湖として初めて湖沼水質保全特別措置法に基づく指定がなされ、県では昭和62年に第1期湖沼水質保全計画を定めて以来、現在、6期の水質保全計画に基づきまして総合的・計画的な対策を進めているところでございます。

参考といたしまして、米印のところがございますが、下の2行のところをご覧ください。湖沼法に基づく指定湖沼として、現在釜房ダム貯水池のほかに八郎湖など全国では11湖沼が指定されております。

下の枠内に記載の釜房ダム貯水池の概要ですが、湖面積が3.9平方キロメートル、貯水量は3,930万立方メートル、流域面積が195.3平方キロメートル、流域の下水道の普及率は76.8%となっております。

続きまして、現行の第6期計画について御説明いたします。

まず、1の長期ビジョンにつきましましては第5期計画で定めたものでございますが、地域住民と関係機関がこの長期ビジョンを共有し、それぞれの活動・事業を行う中で水質保全に対する自らの役割を認識し、取組を進めることとしております。

2の第6期の計画期間は、平成24年度から33年度までの10年間。

3、計画期間内に達成すべき水質目標は、CODが1リッター当たり2.46ミリグラム、全燐が1リッター当たり0.0150ミリグラム、全窒素がリッター当たり0.48ミリグラムでございます。

4の計画の目標及び対策と長期ビジョンをつなぐ道筋として、段階的に長期ビジョンの実現を図るため、湖沼水質保全計画に基づく水質保全対策を着実に実施し、計画の水質目標値を達成する。また、各水質保全対策の進行を管理するとともに、その効果の検証を行い、中間年において計画の必要な見直しを行うとしております。

次に、3ページをご覧ください。

5の水質保全に関する事業といたしましては、下水道の接続率向上や、合併処理浄化槽などの整備による生活排水対策や家畜排せつ物の適正処理の徹底、効果的・効率的なばっ気循環装置の運用によるダム貯水池内の異臭味対策や貯砂ダムの管理を実施することとしております。また、参考として、これまでの主要な施策を記載しております。

6、水質保全のための規制その他の措置といたしましては、工場・事業場に対する立入検査の措置を講じております。また、第6期計画の策定に当たり、流域にある養魚場の協力を得まして排水の調査をしたところ、汚濁負荷源の一因の可能性があることから、第6期計画では、養魚場の施設向上や管理の方法の改善による汚濁負荷低減対策を検討しております。その他、水田、畑地等の面源負荷の占める割合の大きい前川西地区及び青根地区を流出水対策地区に指定しております。

7、第6期計画において重点的に取り組む対策といたしましては、自然由来の汚濁負荷対策と魚類養殖に係る汚濁負荷対策としております。

1つ目の自然由来汚濁負荷対策といたしましては、県・町の森林整備計画を着実に推進するとともに、現在、当課におきまして、釜房ダム流域における森林由来の汚濁負荷調査を実施しているところでございます。

2つ目といたしまして、魚類養殖に係る汚濁負荷対策といたしましては、先ほど6で説明させていただいたとおりでございます。

8、その他の施策といたしまして、地域住民等と協働による環境保全活動促進では、環境学習の推進のため、毎年小学生を対象とした水辺教室を開催するなど5つの施策を行っております。

9の計画の着実な推進といたしましては、国、県、川崎町、村田町、関係団体と構成しております釜房ダム貯水池湖沼水質保全対策推進協議会や水質専門委員会の助言を受けながら施策の効果を検証し、計画的・総合的に汚濁負荷低減対策を展開することとしております。

また、調査研究の推進は、随時、水質専門委員会に報告、助言を得ながら推進をしております。

(2)としまして、計画の進行管理では、毎年度、計画の実施状況を取りまとめて進行管理を行い、平成29年度に計画の評価・検証を行い、必要に応じて計画の見直しを行うこととしております。

次に、5ページをご覧ください。

釜房ダム貯水池における水質の状況でございます。

(1)釜房ダム貯水池の水質の経年変化でございますが、COD、全窒素につきましてはここ数年横ばいの状況でございます。また、全磷がやや上昇傾向となっておりますが、今年度の結果の速報値によりますと0.017というふうになっております。

平成27年度の結果といたしましては、CODの75%値が1リットル当たり2.7ミリグラム、トータル磷がリッター当たり0.022ミリグラム、トータル窒素がリッター当たり0.57ミリグラムと、いずれの項目とも目標値を超過している状況となっております。

なお、貯水池に流入する河川の水質は、BOD、生物科学的酸素要求量で環境基準に適合している状況となっております。

続きまして、第6期釜房ダム貯水池湖沼水質保全計画の中間見直しについて説明をさせていただきます。

資料の審4-1をご覧ください。

1の釜房ダム貯水池湖沼水質保全計画といたしましては、冒頭で御説明しましたとおりでございますが、29年度、第6期計画の中間年となっておりますので、計画の進捗状況の評価と効果の検証を行い、必要に応じて計画の見直しを行いたいと考えております。

2としまして、第6期計画中間見直しの検討内容につきましては、まず水質の状況や水質保全事業の実施状況等を整理いたしまして、第6期計画の進捗状況の評価や効果の検証、第6期計画の中間評価をしたいと考えております。中間評価の結果、計画の変更が必要となった場合には水質目標や事業内容の検討等を行い、変更計画を策定したいと考えております。

3のスケジュール案でございますが、本日、諮問させていただいた後、計画の中間見直しにつきましては専門的な検討が必要であると考えられますので、水質専門委員会に付託してご審議をいただき、必要に応じて住民意見や関係行政機関との協議などを行い、1月ごろに本審議会からご答申いただければと考えております。

計画変更を行う際には湖沼法の規定に基づく手続を行い、平成30年3月に公表したいと考えております。

私からは以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○須藤会長 どうも御説明ありがとうございました。

それでは、釜房ダム貯水池湖沼水質保全計画についての今話題でございます。どうぞ、ご質問、ご意見をお願いいたします。どうぞ、香野委員。

○香野委員 5ページの水質状況についてちょっとお尋ねしたいのですが、目標値が19年から23年までの5年間だけ磷やら窒素やらCOD全部上がって、上げたのはどういうことだ

ったのかなということ、先ほど隣、Pが最新のでは0.017だということになって  
いるけれども、これで見ると27年度でぐっと上がっていて、今度はまた下がったと  
いうことなんですか。その辺のことをお教えいただければと思います。

○須藤会長 今の水質の推移、説明してください。

○金野環境対策課長 湖沼水質保全計画というのは、これまで5年計画で計画をつくってありま  
して、5年ごとにそれまでの状況の評価を行って、その都度、次の5年の目標値を定める  
ということをしていました。したがって、平成19年に目標値、次の計画を立て  
る段階でそれまでの傾向を見た中で目標値をちょっと上げたと、そういうことござい  
ます。

○香野委員 多分そうだろうと思うのですが、例えば窒素ですね、N、これだと目標値を上げたら  
実際下がっちゃっていますよね。だから、前年度までの測定値で目標値を上げ下げした  
りするのが本当に妥当なのかなとちょっと疑問に思ったものですからお聞きしたんです。  
それと、最後の隣が上がってきているのが下がったというのは何か理由があるんです  
か。

○金野環境対策課長 29年度の間中評価を見直すに当たってこれまでの数値の状況というのを整  
理しまして、そういったものを評価した上で中間見直し等について検討させていただき  
たいというふうに考えております。

○須藤会長 どうもありがとうございました。香野先生、若干補足させていただきますと、湖沼法、  
今11あるんですが、私の記憶が間違っていなければ釜房以外はみんな5年計画なんで  
すよね。そうだったですよ。ほかにあったっけ、10年があったっけ。間違っていたら  
ごめんなさいね。もしかしたらあるかもしれないんだけど、大部分が5年計画なん  
です。5年たったら次をベースにして次の5年をやるんですね。そうすると、今度  
7期になるわけですね、もし釜房がそのとおりにやっていたら、だけど、釜房は先ほ  
どから言われるように森林汚染のようなものが、森林からの負荷が大きいんで、余りち  
まやってもしょうがないだろうからというんで前回10年計画を立てたんです。  
しかし、湖沼法は5年ごとなので中間見直しをやるということが許されて、それで中  
間見直しに入ったわけですね。中間見直しで、必要があれば同じように第7期に相当す  
るようなことをやらなければいけないんですけども、それを今回やるということによ  
ろしいですね。いいですね。

○金野環境対策課長 国のほうで基本方針というのを示しております、長期の目標を立てる場合、  
5年以上の目標を立てる場合には中間点で見直しをなささいという、そういう項目がご  
ざいまして、それに基づいて行っている。

○須藤会長 そうです。それまでは全部5年ごとだったんですよ。（「そうです」の声あり）たし  
か、もうちょっとあったかもしれない。11のうち2つぐらいが今のように例外的に  
10年をやって、中間で見直しというのがあるんです。私ほかにも関与しているん  
ですが、例えば霞ヶ浦とか琵琶湖とか有名な大きな湖沼については全部7期になって  
いるんですね。それから非常に汚れている手賀沼とか印旛沼なんていうのも全部第7  
期に入っているんです。でも、ここは6期のままでずっと来ているわけですね。それ  
なので、それは理由が汚濁源が制御しにくいという問題があったわけですが、ただ、  
それは制御しにくいだけで放っておくわけにいかないんで、先ほどからいろいろな  
事業があってこういうふうになっていきましたということを説明いただいているので、  
大変それは効果が上がっているだろうと思うんですが、これは今度は審議して答申  
しなくてはいけませんから、もっと勉強した上での答えになるんですけども、今の  
ところは10年は10年として見ていこうかなというように感じてまいりました。  
ということで、何か委員の先生方、御意見を願います。

それでは、この問題は、これも私が座長をお預かりしているんですが、水質専門委員  
会で検討するということになっておりますので、ただいまの環境対策課長おっしゃっ  
てくれたようないろいろな問題について、それから新しい対策もいろいろ考えてくだ  
さっていますので、それを十分に審議して、それを取り入れた形で勉強させていただ  
いて、将来はそれを答申にしたいということでございますので、諮問を本日はいた  
だいたということで皆さん、お受けしてよろしゅうございましょうか。どうもありが  
とうございました。

## (2) 報告事項

### ①「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針」及び同実施計画（第3期）」について （原子力安全対策課）

○須藤会長 それでは、報告事項にまいります。先ほど1つは済んでしまっているんですが、何か追加があれば。一応議題に入っていますので、2013年度宮城県温室効果ガス排出量について、先ほどの御説明があったんですが、次の報告2の「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針」及び「同実施計画（第3期）」については、これは御説明いただかなかったの、それを含めまして今の問題について御説明願います。

○阿部原子力安全対策課長 原子力安全対策課の阿部と申します。失礼ですが、座って説明させていただきます。

それでは、私のほうから、配付しております資料に基づき説明させていただきます。

お手元の資料の右上に、報2と書かれた一連の資料をご覧ください。

資料は、報2-1から報2-6までの6種類あります。本日は、それぞれ1枚物のA3判横長の概要版資料3種類に基づき御説明させていただきますので、報2-1、報2-3、報2-5を御用願います。

初めに、「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画（第2期）」の事業評価について御説明いたします。

右上に報2-1と書かれた資料をご覧ください。

福島原発事故による被害等に対応するため、県では平成24年1月に「震災以前の安全・安心なみやぎの再生～年間放射線量1ミリシーベルト以下の県土づくり～」を目標とした、東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針を策定するとともに、県が実施する具体的な事業・取組を取りまとめた実施計画を平成24年3月に策定いたしました。

実施計画は、平成23年度から25年度までの3年間で「第1期」、26年度から28年度までの3年間で「第2期」と位置づけ、各種事業に取り組んでまいりましたが、2期目の計画が終期を迎えることから、これまでの実績について事業評価を行いました。

2の全体評価であります。計画に掲載されております延べ136事業の取組について確認したところ、今後の方向性として、「原発事故対策として継続すべき」と評価された事業は延べ113事業となりました。

次に、3の各個別取組における評価であります。

資料には、第1から第7までの各個別取組ごとに今後の課題と、継続または終了と評価された事業数をそれぞれ記載しておりますが、今後も放射線・放射能の監視・測定を継続し、その結果を公表する必要があること、また、引き続き除染作業で発生した除去土壌等の処理促進に向けた支援の必要があることなど、さまざまな課題があることが確認できました。

よって、4のまとめにも記載しておりますとおり、今回の評価結果を踏まえ、今後も原発事故対策に全力で取り組んでいく必要がありますことから、今回の結果を適切に反映させるため、第2期計画を見直し、新たに第3期の実施計画を策定いたしまして、より効果的な対策を行う必要があるものと判断したところであります。

次に、報2-3をご覧ください。

「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針」の改訂について御説明いたします。

1の趣旨ですが、先ほど御説明いたしましたとおり、基本方針につきましては、平成24年1月に策定し、目標の実現に向け、これまで実施計画に掲げる各種事業を推進してまいりました。その結果、生活環境において年間1ミリシーベルトを超過する地点がないことが確認されておりますので、県としては、この目標は概ね達成されたものと考えております。

なお、このことについては、「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針」に基づく取組状況として、今年1月6日に開催されました放射能対策専門委員会において同様のご意見をいただいております。1月16日の本環境審議会に報告してございます。

しかしながら、事業評価結果でも御説明しましたとおり、放射線・放射能対策としては

引き続きさまざまな課題が残っており、今後も全力で取り組んでいく必要があることから、基本方針を改訂することとしたものであります。

次に、2の基本方針改訂のポイントですが、まず(1)の目標については、生活環境における年間1ミリシーベルト以下を目指すとしていた目標が概ね達成されましたので、副題の部分は削除し、「震災以前の安全・安心なみやぎの再生」を目標に掲げ取り組んでいくこととしております。

続いて、(2)の3つの基本的視点ですが、今回、改訂前の3つの視点を見直し、それぞれ赤字で記載しておりますとおり、基本的視点の1を「きめ細かなモニタリングの継続」に、視点の2を「汚染、風評被害、損害への十分な対応」に、視点の3を「放射線・放射能に関する正しい知識の普及・啓発」にそれぞれ見直ししております。

次に(3)ですが、これまでは7つの個別取組を設定し、その項目ごとに事業を振り分けておりましたが、先ほど御説明いたしました事業評価結果を踏まえ、赤字で記載の5つの項目に再整理したところであります。

なお、改訂後の基本方針の体系につきましては裏面に記載しておりますので、後ほどご確認願います。

最後に、「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画（第3期）」の策定について御説明いたします。

報2-5をご覧ください。

まず、1の計画の趣旨ですが、先ほど御説明いたしました基本方針の改訂とあわせまして、引き続き放射線・放射能の監視・測定や汚染物等の処理などの事故被害対策に万全を期するため、新たに計画を取りまとめたものであります。計画の構成につきましては、資料の右側に記載しておりますが、基本方針で掲げております5つの個別取組に沿ってそれぞれ関連する事業を整理してございます。

続きまして、3の計画の期間ですが、いまだに原発事故の収束を見通すことが困難なことから、上位計画であります「宮城県震災復興計画」の終期であります平成32年度と一致させることとし、平成29年度から4年間としております。

個別取組ごとの主な事業・取組については裏面に記載しておりますので、これをご覧願います。

右側に事業数が記載されておりますが、「延べ」と書いてありますのは再掲が含まれているという意味でございます。第3期計画全体では延べ68事業が掲載事業となりました。これは第2期の延べ136事業のちょうど半分になります。事業数が減った理由は、再掲事業を減らしたことと、細分化された事業をひとまとめに統合し、見やすくわかりやすい計画づくりを心がけた結果でございます。事業の内容そのものについては、終了した事業や通常事業に移行したものを除けば第2期と大きく変わっているものではありません。

まず、第1の放射線・放射能の監視・測定ですが、1の放射線量率のモニタリングと2の放射性物質濃度のモニタリングに分かれています。

1の放射線量率のモニタリングでは、モニタリングポストによる空間線量率の常時監視や港湾内の空間線量率の測定などを継続して行います。

2の放射性物質濃度のモニタリングでは、県産農林水産物の出荷・流通前の放射性物質検査や流通段階の加工食品の放射性物質検査などを継続します。

第2の汚染・風評被害への十分な対応ですが、1の風評被害対策などと2の技術支援などに分かれています。

1の風評被害対策などでは、震災により直接・間接的に被害を受けた中小企業への金融支援のほか、県産農林水産物等の信頼回復と消費拡大を図るための各種媒体による広報とPRなど、風評被害対策を行います。

また、観光については、観光キャラバンや各種イベントにより県内外から誘客を図るとともに、震災後、大幅に減少した外国人観光客の積極的な誘致を図ります。

2の技術的支援などでは、特用林産物の出荷制限解除の支援やほだ木等の原生林の再生に向けた実証事業などを行います。

第3の汚染物・廃棄物の速やかな処理では、汚染廃棄物の適切な処理の促進や浄水発生土の保管などのほか、除染により発生した除去土壌や除染廃棄物の適切な処理を促進します。

第4の損害への対応では、一般県民を対象とした損害賠償に関する説明会や、仙台弁護士会所属の弁護士による個別無料相談会の開催などの損害賠償請求支援を行います。

第5の正しい知識の普及・啓発では、放射線・放射能に関するセミナーの開催や、学校教育における放射線に関する指導ではいわゆる放射能いじめにも対応していきます。

資料の説明は以上となりますが、新たに策定いたします基本方針及び実施計画に基づき、各部局や関係課・室と連携を図りながら、引き続き原発事故被害対策にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○須藤会長 どうも、原子力安全対策課長、ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、特に後半の東京電力福島第一原子力発電所の被害対策基本方針及び実施計画等についての御説明がございましたが、これについて、先ほどのその前の温室効果ガスの問題は前段で御説明いただきましたので、今の福島第一原子力発電所を中心にご質問、コメントをお願いしたいと思います。どうぞ。

○赤坂委員 済みません、勉強不足でちょっと教えていただきたいんですけども、私たち廃棄物を扱っております、よく8,000ベクレル以上の公共工事から出る脱水ケーキなんかの話も参りますし、まだまだ土状のもので、いろいろ行政さんで持っていらっしゃるようなとてもすごい高い数値の土の話もよく聞かれることがあるんですけども、そういう報告というのは県のほうに上がってくるものがあるのでしょうか。

○須藤会長 それはいろいろ作業している途中で一般の中から見つかったという意味ですか。それとも集まっているやつですか。

○赤坂委員 集まっているのもありますし。

○須藤会長 両方あるわけね。8,000ベクレル以上なんですね。だから、それは専門家に答えていただきますしょう。

○阿部原子力安全対策課長 放射性物質汚染対処特措法に基づく除洗等の措置により発生した除去土壌につきましては、現在、国のほうにおいて、どのように処分するか処分基準を定めることとしておりますが、まだ決まっております。

それで、昨年12月に環境回復検討会という国の検討会がありまして、そこで初めてどうするかという議論がされておまして、特措法に基づく除染により発生した除去土壌については、現在は、今御指摘のような8,000ベクレル超のものも含め保管をしながら、国の処分基準待ちということになっております。

また、国においてそういった公共工事等での再生利用というふうな報道もされておりますけれども、それはあくまでも環境省のほうでエリアを限定いたしまして、特に福島の地内において行われておるということで、あくまでも実証事業と伺っております。

○須藤会長 ということで、8,000ベクレルという値が一つの基準になっていて、それ以上は環境省が一括して保管、貯蔵なりして、その後のかなりの長期の保存、保管までやるということで、私、福島にも見学というか視察に行っているんですが、そのほうも担当してまして、福島県内ではそういう貯蔵施設の建設が始まりつつあるということですが、宮城県は、皆さんご承知のとおりなかなか受け入れが不十分のようなので、それについて私が余りコメントするのはよろしくないから、県がもしコメントがあればいただきますけれども、そういう状況です。ということは、皆さんのところの周囲で保管するしか、とりあえずはないんじゃないでしょうか。今のところは。

○赤坂委員 各市町村から上がってくることはないということですね、今のところ。

○須藤会長 これは安全課長、どうぞ。

○阿部原子力安全対策課長 宮城県内においては8市町が汚染状況重点調査指定地域ということで、特措法に基づいてはつりとかがそういった除去等の措置を行っておりました。それがほぼ終了しておりますけれども、それによって発生した除去土壌は現在、保管をしておるということございまして、先ほども申し上げましたように、国の処分基準が決まるまでは保管していただきますということでございますので、そのようにさせていただきます。ということでございます。

○須藤会長 県がそのことについて指示しているんですか、こういうふうに保管しろって。ほったらかしなんですか、言葉は悪いんですけども。どうぞ。

○佐野環境生活部長 まず、廃棄物と除去土壌では取り扱いが今のところ違っているということで

ございまして、廃棄物ということになれば、8,000ベクレル超のものについては国が一括して責任を持って処理するというところでございまして、指定廃棄物として申請をしていただくと、これが基本でございまして。ただ、除去土壌の場合は、今、課長から説明したように、まだ国の方針が定まっていないという状況でございまして、とりあえずはその場とかで保管というようなことになっているというところでございまして。除去土壌と廃棄物では取り扱いがまた違っているというところでございまして。

○須藤会長 よろしいですね。ご意見があればどうぞ。

○赤坂委員 難しいところですね。各市町村さんから県のほうに相談が上がっているのかなと思います。どうしても皆さん、廃棄物で来てしまうものですから、相談があったときに、行政さんのほうにどのぐらい宮城県さんの中心部のほうに情報が入っているのかなと思つたものですから聞いてみました。

○須藤会長 それを伺いたいわけね。はい、どうぞ。安全課長。

○阿部原子力安全対策課長 今年度まで除染支援チームというのもございまして、何かあればそちらのほうからアドバイスさせていただくということもございまして、毎年、そういった指定8市町のほうをお伺いしているいろいろご意見等を伺って、あれば国に伝えたりということを見せていただいておりますけれども、現時点では早く国のほうで決めて処分して、ここからなくなるようにとか持っていけとかということは直接言われているわけではございませんけれども、やはり先ほどから繰り返し申し上げておりますように、国のほうの処分基準というのを待っておるというところでございまして。

○赤坂委員 ありがとうございます。

○須藤会長 よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、ほかに何か。どうぞ。

○鶴見委員 ちょっとお聞きしたかったんですけれども、汚染等の内容の中で8,000ベクレル以下の廃棄物については、適正な処理が速やかに行われるように市町村等を支援しますということになっておりまして、個別的な取組としてはモニタリングとか、あとは支援ということになると思うんですけれども、8,000ベクレル以下ということは、一般廃棄物と同様な処理をするということで、バグフィルターでほとんど除去されるだろうという話はあるところなんですけれども、実際モニタリングとの関係で、従前と比べて例えばモニタリングについて、新たな取組とかあるいは強化するような動きがあるのか、あるいは従前と同様の形でいくのか、そのあたり試験焼却を初めそういった話もあるので、その辺の関係を教えていただければと思ったんです。

○須藤会長 8,000ベクレル以下でよろしいですね。じゃどうぞお答えください。

○佐野環境生活部長 まず、8,000ベクレル以下の廃棄物でございまして、これにも一般廃棄物と産業廃棄物、両方あるということになりまして、いずれにしても通常の処理方法で処分できるというようなことが国の方針で、国のほうから言われておりまして、産業廃棄物とかは割と通常の処理方法で処理が進んでいるということになります。

一般廃棄物のほうでございまして、これについては市町村に処理責任があるということになっております。その中で通常の家庭ごみとか、特に事故直後というものは通常の家庭ごみ、あるいは植木とか、そういったものにも放射性物質というのは含まれていたということがあって、それについては市町村の通常の焼却炉で焼却し、市町村の最終処分場に埋め立てられていたということがまずございまして。

今、話題になっているのは、稲わらとか牧草、ほだ木、そういったものについて市町村がどういうふうな処理を進めていくかということなんです、なかなか大震災から6年が経過した今の段階で、そういうものについては処理が進んでいないという状況でございまして。これについては焼却炉の処分の能力といったもの、それから地域住民の方の理解といったもの、そういったものがございまして、なかなか処理が進んでこなかったということで、県としてはその処理を進めるということで、市町村長会議のほうに、県全体として広域的に調整などを行って焼却処理をして最終処分場に処分するということがどうかですかという提案をしたんですけれども、昨年12月の市町村長会議では全体の同意というものが得られなくて、県が提案した試験焼却といったものについても、そこでは理解が得られなかったというところでございまして。それを受けて、現在各市町村には、焼却以外の方法で例えば堆肥化とかすき込み、そういったようなものでどれぐらい

処分ができるのかといったことを今検討をさせていただいている段階ということでございます。したがって、試験焼却をするかどうかというの、焼却をするかどうかというの今のところでは県全体の方針としては決まっていないというところでございます。

なお、県がご提案した段階では、試験焼却する際には法定のモニタリングの頻度に加えて、やはりもう少し手厚いモニタリングとかはやっていくべきだろうと、そういう考えはお示しをしているというところでございます。

○須藤会長 ありがとうございます。鶴見委員、よろしいですか、今の説明。

それでは、ほかございますか。よろしいですか。非常にこの問題、微妙な問題を含んでいるので、行政としても大変重要な問題と思います。それではよろしくお願ひしたいと思います。

### ③村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場の現状及び今後の対応について

#### (竹の内地区産廃処分場対策室)

○須藤会長 それでは、最後の議題になりますが、報告事項の3村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場の現状及び今後の対応について、対策室長。

○渡部環境生活部次長(技術担当)兼竹の内産廃処分場対策室長

技術次長兼竹の内産廃処分場対策室長の渡部と申します。私から報告させていただきます。

○須藤会長 おかけになって、どうぞ。

○渡部環境生活部次長 はい。それでは、村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場の現状と今後の対応についてご報告を申し上げます。

村田町にあります竹の内地区産業廃棄物最終処分場については、産廃特措法に基づきまして、平成19年3月に特定支障除去等事業実施計画を策定し、国の財政支援を受けて支障の除去対策を実施してきたところでございます。後ほど御説明いたしますが、平成28年度、今年度はその実施計画の節目の年に当たっていることから、実施計画の概要、処分場の現状及び今後の対応について資料報3により御説明をいたします。

始めに1の事案の概要でございますが、この処分場は民間事業者が平成2年に設置しました安定型産業廃棄物廃棄物場でございますが、許可容量及び許可区域を超えた埋立等の不適正な処分が行われたことにより、硫化水素の発生や地下水汚染のおそれなどの生活環境保全上の支障等が生じたものでございます。

県では、当該支障を除去するための必要な措置を行うよう事業者措置命令を発出しましたが、措置命令が履行されないため、平成15年以降、県が行政代執行で支障除去対策を実施しているところでございます。

次に、2の実施計画でございますが、別紙の1に実施計画の事業実施フロー、スケジュール及び支障除去対策等の概要を記載しておりますので、あわせてご覧ください。

この実施計画の計画期間は平成19年度から平成33年度までとなっております。これまで第1段階対策、追加対策及びモニタリングを実施しております。第2段階対策であります浸出水拡散防止対策については、処分場内の周辺地下水が汚染されて地下水環境基準を超過するおそれが生じた場合に、周辺地下水の汚染を防止するために実施することとしており、この対策が必要となるような状況に至らない場合、この実施計画は平成28年度、今年度で終了することとしております。

次に、処分場の現状でございますが、処分場の状況を把握するため様々なモニタリングを実施しております。別紙1の裏面に、平成27年度から28年度の上半期までのモニタリング結果の概要を整理しておりますので、あわせてご覧ください。

資料の1ページに戻りますが、(1)ガスの発生状況は、廃棄物の分解反応で生ずるメタンを主成分とするガス、これの発生量及びそのガスに含まれる硫化水素の濃度、これらはともに減少・低下または横ばい傾向にございます。

(2)地中温度については緩やかな低下傾向にあり、埋立廃棄物の分解反応は収束に向かっていると考えられます。

(3)場内の浸透水、これは埋め立てられた廃棄物に接触している地下水のことを指

しますけれども、場内浸透水の水質はBOD、ほう素、ふっ素など、一部の測定項目で基準を超過する状況にあります。濃度の推移はやや低下か横ばい傾向にあります。

裏面に移りまして、(4)場外の周辺地下水の水質でございますが、場内の浸透水に含まれる有害物質が場外に拡散するなどの処分場の影響で地下水環境基準を超過するような状況は認められておりません。

なお、別紙2のほうには平成25年に撮影しました処分場全景の航空写真を載せてございます。3年ほど前の写真でございますが、現在の状況もほぼ同じ状況になっておりまして、約8万7,000平方メートルでございます。処分場の形状や立地環境などを示しております。また、別紙2の裏面には、ガスの発生状況や浸出の調査に使用する観測井戸の配置等を示しておりますのでご参照ください。

次に、資料2ページ目に戻りまして、4、第2段階対策の要否に関する検討状況でございます。2の実施計画で御説明しましたように、平成28年度は第2段階対策の実施の要否を判断することとなっているため、外部有識者と地元推薦の委員で構成されます竹の内地区産業廃棄物最終処分場生活環境影響調査評価委員会で、この審議会の須藤会長が委員長を務めておりますが、評価委員会に諮問し、3回の審議を経て今年1月に答申がなされました。

この評価委員会の答申でございますが、(1)モニタリング結果の総括としまして、処分場で発生しているガスの量、ガスに含まれる硫化水素の濃度は減少・低下または横ばいの傾向にあり、また処分場内の地中温度は全ての超過地点で緩やかな低下を続けており、廃棄物の分解反応が収束に向かっていることが推測される。発生している硫化水素が周辺の生活環境に及ぼす影響は極めて小さいと考えられる。場内の浸透水は、基準値を超過する項目はあるが、濃度の推移はやや低下か横ばい傾向にある。

場外の周辺地下水が処分場の影響で基準値を超過するレベルに汚染される状況は認められず、濃度の推移は横ばい傾向にあると処分場の現状を評価しております。

(2)第2段階対策の必要性の評価についてでございますが、場内の浸透水及び場外の周辺地下水の水質は、第2段階対策を実施する状況にないと判断されるしております。また、埋立終了後の経過年数及びモニタリング結果の推移から判断して、将来的にガスの発生量が増加したり場外の周辺地下水が基準を超過するなど生活環境に支障を生ずる可能性は低いと考えられるとしております。

しかしながら、依然としてガスが発生し、場内浸透水が基準値を満たさない状況にあることから、処分場が排出基準を満たすまでの間は処分場の維持管理と環境モニタリングを継続し、仮に場外周辺地下水で基準を超過するなど生活環境保全上の支障を生ずるおそれが高いと判断される状況になった場合は、その防止措置を講ずることと評価してございます。

最後に、5の評価委員会の答申を受けた県の対応についてでございますが、(1)第2段階対策及び実施計画の取り扱いでございます。第2段階対策を実施する必要はないと判断し、実施計画は平成28年度で終了するといたしました。

(2)平成29年度以降の処分場対策でございますが、処分場が廃止されるまでの間は維持管理やモニタリングを継続し、仮に場外の周辺地下水で基準を超過するなど生活環境保全上の支障が生ずるおそれが高いと判断される状況になった場合は、その防止措置を講ずることといたします。

また、先ほど申し上げた評価委員会を定期的に開催し、モニタリングの計画及びモニタリング結果に関し意見を聴くことといたします。

これらの内容については、先月、村田町内で住民説明会を開催し、県の対応について地元の理解が得られるよう努めたところでございます。

今後とも地元と意思疎通を図りながら処分場周辺の生活環境の保全を図ってまいります。

竹の内産廃処分場に関するご報告は以上でございます。

○須藤会長 渡部次長、大変詳細に御説明いただきまして、ありがとうございます。

この議題は、私が記憶する限り、審議会で議論、何回かはやりましたかね。初めてではないですね。

○渡部環境生活部次長 先ほどお話しした実施計画を策定する時期、たしか18年度末、それから実施計

画を変更しました平成24年度末に報告いたしました。今回はそれ以来でございます。

○須藤会長 多分委員の先生方の中にはこの話をもちろんマスコミ等を通してご存じの方もいらっしゃるかもしれないけれども、先ほどの地球温暖化のような問題とは違うから、余りこの審議会で問題にしているよ。それなので、何の話かなと思われる方もいらっしゃると思うので、素朴な質問でも結構なので、せっかくの機会なのでご意見なりご質問があればお願いしたいと思います。宮城県の中では大事な行政課題の一つだと私は思っております。お願いいたします。よろしいですか。大体理解をしていただけましたでしょうか。

非常に難しい委員会だと私は認識していますし、次長ももちろん、部長も大変この運営にはご苦労されていると私はいま見ておりますが、やっぱり最終的には住民のご要望というのは、私が解説するのもおかしいんですが、今の処分場、何ヘクタールか。

○渡部環境生活部次長 約9ヘクタールです。

○須藤会長 9ヘクタールですか。9ヘクタールの中に住民が入って遊べるようにしてほしいというのが1つ。それから周囲に柵が設けてあるんですが、その柵を撤廃して出入りができるようにしてほしいというのが1つなんですが、先ほどのデータを見ていただければわかりますように、とてもお子さんが入って野球をやったりサッカーをやるような状況ではございませんので、それはしばらくは無理ですと。どのぐらい無理かと言われても、これは自然が安定するまでというので、例えばで言うと、私これの進行役を務めているんですが、今、冬ですよ。地上気温は1桁、例えば5度とか3度なんですが、地下のほうに行きますと20度台に入るところがある。意味わかりますよね。中で発酵しているから温度が上がるんですよ。ということは、そこがまだ廃棄物の分解が進んでいるということですね。だけでもメタン等、あるいは硫化水素等、有害なガスの発生は周囲には及んでいないと。そこでは出ているんですね。そういう状況なので、とてもお子さんに遊んでいただけるような場になるにはまだかなりほど遠い。まだ当分は無理ですねという話をしているんですが、そんな状況なんです。こういうことが今後、起こってはいけないんだけど、宮城県にはこういう場所も我々が持っているという、特にこの環境審議会の分野の中で重要な行政課題になっているということもご存じいただいたほうがいいと思ったので、今日は説明をいただきました。

いかがでございましょう。何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、竹の内のことの御理解もいただいたということで、私は大変これは喜ばしく思っております。住民の皆さんも喜んでくれると思います。皆さんが関心を持ってくれないということで悩んでられる方もおりますので、今日ここで説明したということは一つの彼らへの激励にもなるのではないかと、こういうふうに思います。

### (3) その他

○須藤会長 議事の3でその他でございしますが、事務方、何かございますか。どうぞ。

○佐野環境生活部長 本日も長時間のご審議ありがとうございます。

今回をもちまして今年度の環境審議会の開催は最後となります。1年間ありがとうございました。

来年度も地球温暖化対策実行計画の見直しを初め、本県の環境に関するさまざまな議題を想定しておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

○須藤会長 どうも部長、ありがとうございました。

その他のその他になるんでしょうけれども、何か委員の皆さんで、ぜひここでご発言いただきたいということがございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、議事については大体これで終了いたしましたので、ほかに質問がなければ

これをもって終了したいと思います。委員の先生方には大変長時間のご審議を感謝申し上げます。

あとの司会は事務局にお譲りをいたします。事務局のほうでまとめてください。お願いします。

○司会(大森副参事) 須藤会長，ありがとうございました。